平成２７年（フ）第５８２号
埼玉県越谷市千間台西２丁目11番地１　和幸ビル201号
破産者　金子ひろし
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
埼玉県春日部市小渕414番地１　シャトーブラン１号棟308号
破産者　竹谷　　弘
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
埼玉県春日部市小渕414番地１　シャトーブラン１号棟308号
破産者　竹谷　幸栄（旧姓原田）
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
埼玉県越谷市蒲生寿町11番43号　ビラ・デル・ソルＡ棟202号
破産者　西藤　芳樹
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
埼玉県草加市青柳４丁目34番９号、旧住所埼玉県草加市青柳８丁目40番24号
破産者　平野　禮文
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
長野県松本市大字里山辺4206番地５
破産者　能勢　**芳枝**
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２２２号
長野県塩尻市大字広丘高出2196番地34
破産者　小泉なか子
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７号
兵庫県丹波市氷上町下新庄191－２－302、住民票上の住所大阪府枚方市岡山手町12番７号
破産者　松藤　宗雄
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋318番地11　フラワーハイツ藤Ａ－201号
破産者　南川　亜希
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９１号
福岡市西区上山門１丁目15番１－301号
破産者　山本　明生
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８号
長崎県松浦市御厨町下登木免232番地５
破産者　塩入ケ谷久美子
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１５９２号
横浜市中区本牧原21番６－102号
破産者　小林　治松
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９３号
横浜市中区本牧原21番６－102号
破産者　関　　淨園
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５５号
横浜市神奈川区大口通89番地19　クリオ大口壱番館604号
破産者　千葉　徳彦
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９４号
横浜市南区別所３丁目25番９号　ホワイトハイツ201
破産者　井之口あけみ
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３号
金沢市三十苅町丙127番地　県営住宅７棟４号、開始決定時の住所金沢市緑が丘21番16号フロ・レ・ゾン301号　（従前の住所）金沢市泉野出町４丁目３番19号
破産者　Ｓｔｙｌｅ　Ｙｕ　ｆｌｏｗｅｒこと佐藤　勇治
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１３号
滋賀県野洲市小篠原900－１コンフォートフジ102号室、（住民票上の住所）京都府向日市寺戸町北前田18番地の15、（前住所）滋賀県近江八幡市安土町小中196番地１ラ・エトワール206号室
破産者　炭火焼肉勘介こと　坂田　勘治
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２１号
滋賀県甲賀市甲南町野田683番地４、開始決定時の住所滋賀県蒲生郡日野町河原１丁目56番地２
破産者　國重　維人
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２７号
滋賀県東近江市伊庭町2039番地
破産者　大井　謙和
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部